

公共交通網再編に向けたビッグデータ導入作業
に関する公募型コンペ実施要領

1 目的

この要領に定める公募型コンペは、本市における公共交通網再編に向けたビッグデータ導入作業の実施にあたり、広く企画提案を募集し、優れた提案を選定することを目的として実施するものである。

2 作業概要

(1) 作業名

公共交通網再編に向けたビッグデータ導入作業

(2) 作業内容

別添「公共交通網再編に向けたビッグデータ導入作業仕様書（案）」（以下「仕様書（案）」という。）のとおり

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和4年3月31日（木）まで

(4) 費用規模

費用規模は1,650,000円（消費税および地方消費税を含む。）以内とする。

3 参加資格

本コンペに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国および本市を含む地方公共団体から製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止措置を、公告の日から特定結果の通知の日までの期間内に受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 経営者、役員又は経営に事実上参加している者が、集団的に、もしくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある団体の構成員又は当該団体と密接な関係を有する者であると認められないこと。

4 参加表明書の作成要領

本コンペに参加しようとする者は、次に定めるところにより参加表明するものとする。

(1) 参加表明に必要な書類

ア 参加表明書（様式1）

イ 登記事項証明書（現在事項証明書）

- ウ 業務実績書（様式2-1、2-2）
- エ 事業共同体結成届（JV参加の場合のみ）
- オ 誓約書（様式3）

(2) 資料記載上の留意事項

(1)のウで業務実績を記載した場合は、それを証する契約書等の写しを添付すること。

5 参加表明書の提出

(1) 提出方法 電子メール又はファイル転送サービスにより、電子データとして送付すること。ただし、やむを得ない理由により電子データの送付が困難な場合は次の送付先住所に郵送（配達状況が確認できるもの）すること。

電子メール・郵送いずれによる場合でも、必ず電話にて送付した旨を伝えること。

(2) 送付先 〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部交通政策課

電話番号 018-888-5766

E-mail ro-urtp@city.akita.lg.jp

(3) 提出部数 1部

(4) 提出期限 令和3年8月20日（金）（必着）

6 企画提案書の提出者の選定

(1) 企画提案書の提出者

3に定める参加資格を満たした上で参加表明書を提出した者は、企画提案書の提出者として直ちに提案書作成に取り組むものとする。ただし、参加表明書の提出者が5者を超えた場合は、4の書類について審査を行い、上位の概ね5者を企画提案書の提出者として選定する場合がある。

(2) 非選定結果の通知

上記(1)により企画提案書の提出者の選定を行った場合、非選定となった者に対しては、令和3年8月27日（金）までに、書面によりその旨を通知する。

(3) 非選定理由の説明

上記(2)により選定されなかった者は、通知した日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、次に定めるところにより、非選定理由について説明を求めることができる。

ア 提出様式 様式自由、ただしA4版とする。

イ 提出方法 5(1)に同じ

(4) 非選定理由の説明に対する回答

説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、書面により回答する。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出方法

5 (1)に同じ

(2) 送付先

5 (2)に同じ

(3) 提出部数

やむを得ない理由により紙媒体で提出する場合は、企画提案書は正本1部、副本5部とし、業務参考見積書は正本1部のみとする。

(4) 提出期限

令和3年8月27日（金）（必着）

8 企画提案書等の作成要領

企画提案書等の提出書類は、次に定めるところにより作成し、提出するものとする。やむを得ない理由により紙媒体で作成する場合、提出書類はファイリング・製本等はせず、複数ページにわたるものはクリップ止めとすること。

企業名の記載、押印等は正本のみに行い、副本については、参加表明書提出時に通知するプレゼンテーション用の呼称を記載し、提出者を特定することができる内容の記述（具体的な会社名や記号等）を行わないこと。

(1) 企画提案に必要な書類

ア 企画提案書表紙（様式4）

正本のみに添付すること。

イ 企画提案書の書式

様式は自由とするが、A4版縦、両面使用で6ページ（用紙3枚）以内とする。様式4は用紙枚数には含まない。

文字サイズは12ポイント以上とするが、挿入する図表およびグラフ等については文字サイズは問わないものとする。

ウ 企画提案書の記載内容

企画提案書には、提案者が提供可能なデータおよびツールの特徴等を完結に記載すること。また、次の項目については、必ず記載すること。

(ア) ビッグデータの特徴

- ・秋田市内におけるサンプル数
- ・スマートフォンのGPS、携帯基地局等、データソースの定義
- ・データが持つ属性
- ・分析対象となるデータの対象期間およびデータの取得間隔
- ・その他、データの独自性、アピールポイント

(イ) 分析ツールの特徴・操作性の概要

- ・操作性
- ・移動経路の分析イメージ

- ・時間帯別滞在状況の分析イメージ
- ・ODの分析イメージ
- ・分析結果の出力および出力結果の二次的な分析の可否
- ・その他、分析ツールの独自性、アピールポイント

(ウ) 分析ツールの動作に必要なパソコンおよびインターネット回線の推奨スペック

(エ) ビッグデータおよび分析ツールを活用した、地方都市の現状を踏まえた公共交通網再編に関する分析手法の提案

(オ) ビッグデータおよび分析ツールの利用許諾範囲（使用ライセンスの適用範囲）

エ 業務参考見積書（様式自由。ただしA4版とする。）

仕様書（案）の作業内容に即して、内訳がわかるように見積もること。

金額は税抜きとし、税込み額を括弧書きすること。

(2) 不明な点がある場合の質問の提出および回答

質問書の提出は、電子メール（着信を確認すること。）によるものとする。

ア 提出様式（様式5）

イ 提出先

秋田市交通政策課電子メール ro-urtp@city.akita.lg.jp

ウ 提出期限

令和3年8月24日（火）午後5時

エ 回答方法

提出された質問および回答は、提出期限の翌日から起算して2日以内に、電子メールにより企画提案書の提出者全員に通知する。

9 企画提案の審査

企画提案の審査は、プレゼンテーションにより行う。ただし、作業見積額が費用規模を上回る場合は審査の対象とはならないものとする。

プレゼンテーションは次のとおり実施する予定であるが、詳細な開始時間等については、参加表明書の提出期限後に改めて通知する。

(1) 日時（予定）

令和3年8月31日（火）

(2) 会場

WEB会議方式とする。市が用意するZoomでの接続とするが、セキュリティ等の影響によりZoomの使用が困難な場合は、他のWEB会議サービスの利用を認める。この場合、アカウント等は提案者側で用意するものとし、事前に必ず接続テストを行うこと。

(3) 出席者

作業担当者を含む3名以内とする。出席者は提案者となる企業（JVの場合は、構成企業）の社員のみとし、ヒアリングの開始前に本人確認を実施するので、社員証等

を提示できるよう準備すること。

(4) 持ち時間等

プレゼンテーション15分程度、質疑応答10分程度。

(5) その他

プレゼンテーションは、提出した企画提案に基づき、ビッグデータの特徴および分析ツールの操作性、分析方法の説明等について行うものとし、新たな資料の提出は認めない。

10 受注候補者の特定

(1) 企画提案等の評価

企画提案書およびプレゼンテーションの内容をもとに、審査員により総合的な評価を行い、受注候補者を特定する。

受注候補者として特定した企画提案書の提出者に対しては、書面によりその旨を通知するとともに、特定されなかった者に対しては、書面によりその旨を通知する。

(2) 非特定理由の説明

上記(1)のうち、特定されなかった者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、次に定めるところにより、非特定理由について説明を求めることができる。

ア 提出様式 様式自由、ただしA4版とする。

イ 提出方法 5(1)に同じ

(3) 非特定理由の説明に対する回答

説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、書面により行う。

11 契約の締結

10により特定された受注候補者は、本市と契約締結の交渉を行う。契約交渉が不調のときは、評価により順位付けられた上位の者から順に、契約締結の交渉を行う。

12 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。

(1) 提出期限を過ぎて提出された場合

(2) 提出書類の記載内容およびプレゼンテーション時の説明や質疑応答に虚偽があった場合

(3) 審査の公平性を害する行為があった場合

13 契約に関する事項

(1) 契約保証金について

ア 本業務の受注者は、秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）第128条第1項の規定により、契約保証金を支払わなければならない。ただし、同項各号の規定に該当する場合は、契約保証金を免除する。

イ 受注者が支払った契約保証金は、秋田市財務規則第129条の規定により還付する。

(2) 企画提案書等の関係

企画提案書等に記載された事項は、仕様書（案）と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本業務目的達成のために修正すべき事項がある場合には、本市と受注候補者との協議により契約段階において内容を追加、変更又は削除を行うことができるものとする。

14 その他

- (1) 参加表明書および企画提案書の作成、応募、プレゼンテーション等本コンペに要する一切の費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、返却しない。
- (3) 提出された書類等は、提出者に無断で本コンペ以外に使用しない。
- (4) 提出された書類等は、審査および説明の目的にその写しを作成し使用することができるものとする。
- (5) 提出された書類等は、公平性、透明性および客観性を期すため、公表することがある。
- (6) 前号により公表する場合は、提出書類等の写しを作成し使用することができるものとする。
- (7) 参加表明書、企画提案書および業務参考見積書の提出後の差し替え、追加、削除等は一切認めない。